

バンビオ自転車等駐輪場利用規則

(目的)

第1条 この規則は、バンビオ自転車等駐輪場（以下「駐輪場」という。）の適正な利用と効率的な維持管理を図るための必要事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
バンビオ自転車等駐輪場	長岡京市神足二丁目2番1号 バンビオ2番館

(利用することができる車両)

第3条 駐輪場で利用することができる車両は次のとおりとする。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する軽車両のうち、いわゆる自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定されているもの
- (3) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち、総排気量125cc以下の普通自動二輪車
- (4) 原動機付自転車及び普通自動二輪車のうち、三輪車、四輪車及び側車付きを除く。

(利用時間)

第4条 駐輪場の利用時間は、地下駐輪場が午前6時から午前0時まで、1階駐輪場が午前9時25分から午後10時15分までとする。ただし、事前にバンビオ管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けた場合はこの限りではない。

(利用の制限)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、駐輪場の利用を制限することができる。

- (1) 駐輪場の収容能力を超える駐車の申し込みがあったとき。
- (2) 駐輪場の施設、付属設備等を汚損又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 自転車等に危険物を積載しているとき。
- (4) 駐輪場の整備、その他管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第6条 利用者は、別表に定める利用形態に基づき、利用料金を現金で支払う。ただし、一時利用料金は利用時間が2時間30分までは無料とする。

- (1) 利用券を紛失した場合、別表に基づき、利用料金を支払った後、出場することができる。又1日を超えて駐輪されたことを確認した場合は、その利用料金の全額を支払わなければならない。
- (2) 既納された利用料金は返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- (3) 管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐輪方法)

第7条 利用者の駐輪場における利用方法は次のとおりとする。

- (1) 駐輪場の利用者は、駐輪場内に掲出された方法に従い、決められた駐輪区画内に駐輪し、区画以外の場所に駐輪してはならない。
- (2) 駐輪場が満車の場合等に駐輪場内では、係員の指示に従わなければならない。
- (3) 駐輪場内では、エンジンを停止しなければならない。
- (4) 駐輪場内では、車両に乗車してはならない。

(不正駐輪)

第8条 駐輪場の利用者が、利用料を支払わずに車両を駐輪場外へ移動したとき、駐輪場内で係員の指示に従わなかったとき、又は管理者が不正な駐輪と認めたとき、その利用者は、管理者に対し、一時利用料のほか損害金として金50,000円を支払わなければならない。

(放置車両)

第9条 管理者は、駐輪場内に利用の許可なく、引き続き14日間を超えて駐輪している自転車等を放置されたものとして撤去することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により撤去した自転車等を保管したときは、掲示しなければならない。この場合において、当該自転車等の保管期間は、掲示した日から起算して6ヵ月とする。
- 3 管理者は、引き取りがない自転車等について、保管期間の経過後に売却、廃棄等の処分をすることができる。
- 4 管理者は、第2項の規定により保管した自転車等を返還するときは、一時利用駐車料の14日分を当該自転車等の利用者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(損害賠償等)

第10条 駐輪場の利用者が、本規則もしくは駐輪場内に掲出された注意事項等に違

反した場合、又は故意もしくは重大な過失により駐輪場の設備や機器等を破損、又は汚損した場合は、それにより被った損害（その結果駐輪場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、喪失した営業収益を含む。）を賠償しなければならない。

- 2 管理者は、駐輪場における自転車等の保管に関し、台風や地震などの自然災害及び管理者の帰すべき事由によらない原因に起因して被った車両の汚損、損傷、焼失、盗難等若しくは駐輪場内で生じた事故については、損害賠償の責任を負わない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年6月6日から施行する。

別表（第6条関係）

1 定期利用料

利用の種別 車種	定期利用料 (1ヵ月)	定期利用料 (3ヵ月)
自転車	2,500円	7,200円
原動機付自転車	3,700円	10,500円
普通自動二輪車	4,000円	11,400円

2 一時利用料

利用の種別 車種	一時利用料 (1日1回2時間30分を超える場合につき)
自転車	200円
原動機付自転車 (50ccまで)	400円
普通自動二輪車 (51cc~125cc)	500円

備考

・定期利用の返還方法について

定期利用期間は、1ヵ月及び3ヵ月とし、その通用期間は月の初日からその月の末日までとする。

使用期間の残っている定期利用料の払戻は1ヵ月単位で行い、月の途中での日割り計算はしない。

なお、払戻については、手数料200円を差し引いて返還する。

(計算例)

3ヵ月定期利用料 - (1ヵ月定期利用料×利用月数+手数料200円) = 返還額

有効期間 車種	残り2ヵ月 (1ヵ月利用済)	残り1ヵ月 (2ヵ月利用済)	残り0ヵ月 (3ヵ月目)
自転車	4,500円	2,000円	0円
原動機付自転車	6,600円	2,900円	0円
普通自動二輪車	7,200円	3,200円	0円

・一時利用の支払い方法について

一時利用料は、利用時間が2時間30分を超えて利用した場合に、駐輪場出場時に支払う。